

島根大学生生活協同組合 2025 年度ミールプラン利用規程

1. ミールプランの定義

- 1) ミールプランは、生協の店舗で「食事」にのみ利用できる、食事専用のプランです。食費を予め確保することで、組合員にしっかりと食事をしていただくことを目的としています。
- 2) 組合員は生協が指定した方法で申し込み、支払い手続きをすることで島根大学 学生証又は職員証あるいは生協組合員証（以下、生協組合員証）に搭載したミールプラン機能を使用することが出来ることとします。

2. 利用対象者

島根大学生生活協同組合員に限ります。

3. ミールプラン利用方法

- 1) 組合員は、ミールプラン代金を現金もしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申し込みをすることにより、生協が指定する日から、ミールプランを利用できるものとします。
- 2) 申し込み時には「一括支払」または「口座振替による月払い」のどちらかをご選択いただけます。
- 3) 月払いは生協指定の方法でご登録いただきます。詳細は申込者にご案内いたします。
- 4) ミールプランは利用者本人の食事のみに利用できるものとし、他人への貸与による利用、もしくは他人に供与する目的での購入（おごり行為）についての利用は出来ないこととします。
 - (1) おごり行為があった場合は、ミールプランの利用を停止し利用が出来なくなるものとします。停止期間中の補填はありません。

4. ミールプラン利用期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等

- 1) 生協は、ミールプラン利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールプランで利用できる食事等商品の範囲を定め、これを利用者へに通知するものとします。ミールプラン代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

5. ミールプランが利用できない場合

利用者は、次の場合には、ミールプランの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 生協から脱退し、生協の組合員でなくなった場合
- (2) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
- (3) 本規程第3条第2項で禁止するおごり行為を生協が発見し、生協が利用停止の期間を定めた場合
- (4) 生協が定めるミールプラン利用期間、1日あたり利用限度額または年間の利用限度額を超えた場合
- (5) 指定食堂等の端末機の故障、停電等により電子マネー対応機器の利用が出来ない場合
- (6) 不可抗力（天災や流行病、政府や自治体及び大学の命令）によりミールプラン機能の入っている生協組合員証を利用することが出来ない場合

6. 生協組合員証の紛失・汚損等

- 1) 生協組合員証を紛失された場合、または組合員証の汚損により生協組合員証の読み取りができなくなった場合は、直ちに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。また大学の担当窓口で再発行の手続きを行っていただきます。
- 2) 生協組合員証の再発行までの期間、生協は「仮カード」を発行し、利用者は仮カードでミールプランを利用することができます。仮カードでミールプランを利用した金額は利用者が利用したとみなし、本規程第8条でのミールプラン代金の繰越・返金の計算に含みます。
- 3) 生協組合員証を紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の障害については、組合員がこれを負担するものとします。
- 4) 生協組合員証の再発行手数料及び仮カードを紛失された場合のカード負担金は1,000円（税別）です。

7. 返品・返金

- 1) ミールプランで購入した食事等の商品の返品およびミールプラン代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合のみ受け付けるものとします。

8. 利用期間終了後の返金・継続申込・繰越（繰越サービス）

- 1) 利用期間の満了後、引き続き利用する場合は1年単位で更新申込をすることができます。利用者は当該年度1月末のミールプラン利用

累計金額（以下「利用累計額」という）が、各コースに設定された繰越基準額から1月末時点の利用累計額を差し引いた金額（以下「繰越金」という）を翌年度のミールプラン購入金額から減算した金額を支払うことで申し込みができるものとします。（繰越サービス）

(1) 繰越金

繰越金は1月末時点での利用累計額をもって算出するものとし、2月中の利用額は繰越金の算出に影響を与えません。

(2) 卒業者への対応

契約期間中に卒業する場合は、ミール購入金額と利用済み金額との差額を振込にて返金します。その際の振込手数料はご負担いただきます。また、利用者のうち、所属する大学法人を卒業する場合、生協が指定する期間および方法で返金の申請に限り4月以降に振込にて返金します。返金の際の送金手数料は利用者が負担するものとします。ミール繰越金より金融機関口座への送金手数料が高い場合は返金致しません。

(3) その他

次年度申込において、繰越金が申込金額を上回った場合には、その差額は全て生協ウォレットへのチャージで返金します。繰越サービスの適用は指定された期日までの申込に限りです。

- 2) 利用者は所定の期間内に申込をすることにより繰越金を翌年の購入金額にすることが出来ます。

- 3) 利用者が翌年度のミールプランを申し込みしない場合、繰越金を原則として全額生協ウォレットで返金します。

9. 中途退学等によるミールプランの解約

- 1) 原則、年度途中での解約はお受けしません。
- 2) ただし、中途退学、休学、留学、傷病等による入院などの理由で、6カ月以上ミールプランを利用できなくなった場合には、利用者からの事前または事後の当組合所定の手続きによる申請を受け、途中解約を受け付けます。

(1) 解約日 解約手続きを行った日を解約日として扱います。

(2) 返金額 ミールプラン購入金額と利用済み金額との差額を返金します。月払いの場合は、返金申請時点での支払済み金額と利用済み金額との差額を返金します。

(3) 返金方法

原則として利用者の保護者様の銀行口座に振込にて行います。その際の振込手数料はご負担いただきます

- 3) 前項理由以外による解約の場合は支払い済み金額と利用済み金額との差額の半額を返金するものとします。

10. 契約内容の変更・停止・解除

- 1) 契約期間中のコース変更は申し込み年度の4月末まで1回に限り受け付けます。ただし、変更は1日当たりの利用上限額が低いコースから高いコースに変更する場合のみ可能とします。

(1) 変更日

5月の利用からコース変更後の設定を適用します

(2) 支払

当組合所定の手続きによる申請を受け、変更後のミールプラン申込金額との差額を生協の指定する店舗で現金でお支払い頂きます。

- 2) 月払いでのお申込みの場合に、月払い代金のお支払いが2回以上滞った場合は予告なく一時的にミールプランの利用を停止します。また、停止期間中の補填はありません。

- 3) 次の何れかに該当する場合は契約解除となり、ミールプランの利用を停止します。

(1) 利用者が当組合の組合員資格を失った場合

(2) 他人への貸与等、不正行為を行った場合

11. 規程の改廃

- 1) この規程の改廃は、生協の理事会の議決によります。

12. 付則

- 1) この規程は2024年11月19日に制定し、2025年3月1日から適用の「2025 ミールプラン」から施行します。